

第2回 中小企業のための法律セミナー

『懲戒処分』をめぐる諸問題 ～企業側の適切な対応のために～



従業員が問題を起こした場合、企業としては再発防止のために適正な処分をする必要があります。また、適正とは言えない処分をしてしまうと、企業が訴えられるおそれもあります。ところが、どのような問題に対してどのような処分が適当なのか基準が分からない、あるいはどのような手続きで処分をすればよいのか分からないという企業も多く見受けられるところです。

そこで、本セミナーでは、大阪弁護士協同組合の弁護士により、懲戒処分に関する諸問題と、適正な処分を行うための方策について解説をしていただきます。

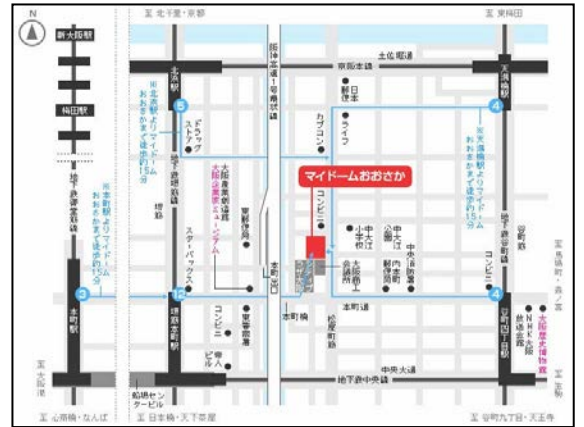
中小企業経営者の皆様にとって、今後の企業活動に参考となるお話ですので、会員組合の傘下事業者の皆様にも是非ご案内をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

日時 2015年 **7月30日(木)**
15:00～16:30

場所 **マイドームおおさか 8階 第6会議室**

講師
・弁護士 菅 聡一郎(すが そういちろう)氏
(わかば総合法律事務所、大阪弁護士協同組合所属)
・弁護士 安田 嘉太郎(やすだ よしたろう)氏
(大阪船場法律事務所、大阪弁護士協同組合所属)

定員 **参加費無料 50名(先着順)**



【平成27年度第2回中小企業のための法律セミナー 参加申込書】

大阪府中小企業団体中央会 総務部 行 FAX: 06-6947-4374

*ご記入いただきました個人情報については同セミナーご案内以外の目的に使用することはありません。

役職名	参加者氏名

企業名: _____ 所属組合名: _____

TEL: _____ FAX: _____

お申込み・お問い合わせは

大阪府中小企業団体中央会 総務部経理課(谷山・古谷)

TEL:06-6947-4370 FAX:06-6947-4374